労働条件通知書 兼 雇用契約書

＿＿＿＿＿＿（以下「事業主」という。）と＿＿＿＿＿＿（以下「労働者」という。）は、次の労働条件で雇用契約を結ぶ。

第1条（契約期間）

契約期間は、＿＿＿＿＿＿とし、その期間は＿＿＿＿＿＿から＿＿＿＿＿＿までとする。

※ 期間の定めがない場合は「期間の定めなし」と書いて期間を消し、第2条も消します。

第2条（契約の更新）

1　この契約は、＿＿＿＿＿＿。更新するかどうかは、＿＿＿＿＿＿により判断する。

2　更新の上限は、＿＿＿＿＿＿とする。

3　無期転換については、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿。

※ 無期転換申込権が発生する契約では、申込みの機会と転換後の労働条件を書きます。

第3条（就業の場所と従事する業務）

1　就業の場所は、雇入れ直後は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿とし、変更の範囲は＿＿＿＿＿＿とする。

2　従事する業務は、雇入れ直後は＿＿＿＿＿＿とし、変更の範囲は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿とする。

第4条（労働時間と休憩）

1　始業は＿＿＿＿＿＿、終業は＿＿＿＿＿＿とし、休憩は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿とする。

2　所定時間外の労働は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿とする。

第5条（休日と休暇）

1　休日は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿とする。

2　年次有給休暇は、

第6条（賃金）

1　賃金は＿＿＿＿＿＿とし、諸手当は＿＿＿＿＿＿とする。

2　深夜（22時から5時まで）に働いたときは、＿＿＿＿＿＿以上の割増賃金を支払う。

3　賃金は＿＿＿＿＿＿に締め切り、＿＿＿＿＿＿に支払う。支払の方法は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿。

4　昇給は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※ 賃金は、地域の最低賃金以上か確かめます。

第7条（退職手当・賞与と待遇の説明）

1　退職手当は＿＿＿＿＿＿とする。賞与は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿。

2　労働者は、通常の労働者との待遇の違い（内容・理由）などの説明を、次の相談窓口に求めることができる。相談窓口は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿とする。

※ 昇給・退職手当・賞与の有無と相談窓口は、パート・有期雇用の人に文書などで明示します。

第8条（退職）

1　労働者が自己都合で退職するときは、＿＿＿＿＿＿前までに事業主に申し出る。

2　解雇の事由は、＿＿＿＿＿＿。

第9条（社会保険・労働保険）

加入する保険は、＿＿＿＿＿＿とする。

第10条（その他）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

労働者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿　　印

ミノリス（minorisu.com）